

新型コロナウイルス感染症による臨時休業中の健康管理について

新型コロナウイルス感染拡大予防のため、栃木県教育委員会の指示により、学校を臨時休業といたします。臨時休業中のお子様の健康管理について、下記の通り、ご協力をお願い申し上げます。なお、栃木県教育委員会等の指示により下記の内容に変更が生じる場合はホームページにてお知らせいたしますので、定期的にホームページをご確認ください。

記

- 1 感染症予防のため、規則正しい生活を心がける（特に食事、睡眠はしっかりと確保する）。
- 2 不要不急の外出は控え、家庭学習に取り組む。やむを得ず外出する場合はマスクの着用等の咳エチケットを心がけ、こまめに手洗い・うがいをする。帰宅後は必ず手洗い・うがいをする。
- 3 健康観察、健康管理を行う。
 - ・毎日2回（朝、夕）に体温を計測し、記録する。体調不良がある場合は、あわせて記録する。（頭痛、腹痛、下痢、だるい、のどの痛み、咳、鼻水等）
 - ・4日以上発熱が継続する、37.5℃以上の発熱、激しい咳、息苦しい等の症状が見られたらただちに管轄保健所に連絡する。他者への感染の恐れがあるので、保健所の指示があるまで直接医療機関へは行かない。
- 4 お子様に新型コロナウイルス感染症の感染が確認されたとき、同居人等が新型コロナウイルスに感染し、お子様が濃厚接触者と判断された場合は、「新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ」（別紙1）に必要事項を記入し、メールに添付し、学校代表アドレスへ送信する。
件名は「新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ（※）」とする。（※）には生徒の所属（全日制、定時制または附属中）を記入する。
- 5 生徒の新型コロナウイルス感染症が治癒または濃厚接触者としての心配がなくなり、主治医より登校再開を許可されたときは「学校感染症に関する登校申出書」（別紙2）を学校に提出する。
臨時休業中に登校再開が許可された場合は、「学校感染症に関する登校申出書」に必要事項を記入し、メールに添付し、学校代表アドレスへ送信する（ただし、休業中のため実際は登校はしない）。
件名は「学校感染症に関する登校申出書（※）」とする。（※）には生徒の所属（全日制、定時制または附属中）を記入する。

（参考文献）新型コロナウイルス感染症市民向け感染予防ハンドブック [第1版]

作成：東北医科薬科大学病院感染制御部・仙台東部地区感染対策チーム



栃木県立矢板東高等学校・同附属中学校
学校代表アドレス yaitahigashi@tochigi-edu.ed.jp
電話 0287 (43) 1243
FAX 0287 (43) 4268
担当者 阿部 宏子 (高校全日制)
小熊香陽子 (高校定時制)
江連 香澄 (附属中学校)